賃ヲ七化時間賃平均會社ノ來提ノ如ク引上ケ其他ノ附帶事項ニ關シテハ會社側ニ於テ考慮スルコトヽシ一先ツ解散ス

一、會社側ハ賃金ヲ平均賃金ニ於テ一割壹拾錢ヲ引上ケ一ヶ月ニ付金壹圓五拾錢ヲ支給スル事

因原生發

八、同　六月四日

八、同年九月廿日　解決

七、同年十月廿四日　爭議發生

六、參加人員　一二〇名（坑夫）

五、爭議人員　一、二二六名（坑内坑夫三三三名）

四、爭議事業場　吉田鑛業所三坑

三、爭議ノ種類　團體爭議罷業

二、爭議團體　日本鑛業所中央鑛業所二坑坑夫會

一、爭議當事者　會社側　日本鑛業所中央鑛業所

爭議紛糾狀況



金の減收を來したりとて之に不滿を抱き、遂に六月三日午後七時當日休業せる百二十名の坑夫會合協議の結果、代表六名を選び同夜炭坑事務所に室木鑛務部長に會見せしめ賃金値上の交涉をなすことゝなつたのである。

十、要求並に交涉經過

坑夫側の要求ー

「ダイナマイト」代自辨の爲收入減となるを以て切賃を二十錢宛値上すること

因にー現在の切賃一函に付最高四十五錢最低三十五錢ー

鑛務部長は之に對してー

切賃を一率に値上するは困難であるから現在の日收平均賃金一圓七十八錢を二圓に値上するー

坑夫側は之に對し更に協議の結果、平均賃金の値上は一率に

財團法人 協調會福岡出張所